

揭示期間 08.25-09.03

新潟市告示第 482 号

新潟市西川学習館及び西川地区公民館使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市西川学習館及び西川地区公民館使用料の徴収を令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

1 徴収事務を行う場所

新潟市西蒲区曾根 1951 番地 新潟市西川学習館  
新潟市西川地区公民館

2 徴収事務受託者

旭ビル管理 株式会社  
代表取締役 那須野 眞智子

令和 4 年 8 月 25 日

新潟市長 中原 八一